

高齢者が安心して暮らすために

～成年後見制度と日常生活自立支援事業～

高齢などのため認知症となると、自分の生活に必要な介護や福祉サービスなどの契約についての判断や日常的な金銭管理、重要な財産管理を行うことが困難になることがあります。

高齢者を狙った訪問販売や電話勧誘による悪質商法などの消費者被害相談は、年々増加傾向となっています。近年、その手口は巧妙化しており、高齢者は悪質商法についての情報不足や身近に相談する人がいないなどのため、被害にあいやすい傾向にあります。

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために利用できる制度として、『成年後見制度』と『日常生活自立支援事業』があります。



成年後見制度

財産管理や介護・福祉サービスなど生活全般の支援に関する契約などの法律行為を家庭裁判所が選任した成年後見人が援助します。

利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てが必要です。

(援助の例)

- 介護・福祉施設の入退所の契約
- 治療・入院契約
- 不動産の売却や遺産分割
- 消費者被害の取消手続き

日常生活自立支援事業

介護・福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など日常生活援助を社会福祉協議会が行います。

利用するためには、社会福祉協議会との契約が必要です。

(援助の例)

- 通帳の預かり、日常のお金の出し入れ
- 公共料金や税金、家賃などの支払い
- 介護・福祉サービスの利用の相談や申込み、契約手続きの援助



詳しい制度の内容や利用料金などについてのご相談は、
市地域包括支援センターまでお問い合わせください



●問合せ先 小郡市地域包括支援センター ☎72-2111 (内線455)

消費者トラブルで困ったときはご相談ください

い や や

消費生活ホットライン **188(嫌や!)** (全国共通)

3桁の番号「188」で最寄りの消費生活センターにつながるようになります。(通話料がかかります)

問合せ先

小郡市消費生活相談室
☎72-2111 (内線144)

〔窓口開設日〕

毎週月・火・木・金曜日
午前9時～正午、
午後1時～4時